

令和8年度「人権啓発強調月間・人権週間集中啓発事業」
業務委託に係る企画提案競技実施要領

宮崎県人権啓発推進協議会

1 目 的

「人権啓発強調月間・人権週間集中啓発事業」（以下「本事業」という。）業務委託の受託候補者選定に係る企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

2 委託内容

令和8年度人権啓発強調月間・人権週間集中啓発事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

3,941,520円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本企画提案競技は、その契約に係る予算が宮崎県人権啓発推進協議会総会（令和8年5月20日実施）において議決となり、予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

また、委託料は、業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年1月31日まで

5 参加資格

次に掲げる要件を、すべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿の「S-01：広告代理」に登録している者であること。
- (3) 宮崎県内に本店又は営業所を置く者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 県税に未納がない者であること。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員

等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

6 企画提案競技実施の公示方法

宮崎県人権ホームページ (<https://www.m-jinken.jp/>) に掲載

7 スケジュール（予定）

(1) 実施通知	令和8年4月中旬
(2) 事前説明会	令和8年4月15日（水）午後2時
(3) 企画提案競技参加申込書の提出期限	令和8年4月23日（木）午後5時
(4) 質問等の提出期限	令和8年5月14日（木）午後5時
(5) 企画提案書等の提出期限	令和8年5月22日（金）午後5時
(6) プレゼンテーション（ヒアリング）	令和8年5月27日（水）
(7) 審査結果の通知	令和8年6月上旬
(8) 契約締結	令和8年6月中旬

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会

① 日時

令和8年4月15日（水） 午後2時から（1時間程度）

② 場所

宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館6階

宮崎県人権啓発センター 研修室

※説明会の参加は、企画提案競技参加の条件ではない。

(2) 参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙様式1）を提出すること。

① 提出方法及び提出先

jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp（宮崎県人権同和対策課代表アドレス）に電子メールで提出

② 提出期限

令和8年4月23日（木）午後5時

(3) 質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問等がある場合は、企画提案競技質問票（別紙様式2）を提出すること。

① 提出方法及び提出先

jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp（宮崎県人権同和対策課代表アドレス）に電子メールで提出

② 提出期限

令和8年5月14日（木）午後5時

③ 質問等への回答

質問等の回答は、原則として受付日から2日以内（閉庁日は除く。）に質問者へ電子メールで送付する。また、軽微なものを除き、その内容は、企画提案競技参加者全員に電子メールで通知する（質問者名は公表しない。）。

(4) 企画提案書等の提出

① 企画提案書等の内容

前記2の「委託内容」を参照の上、次の②により作成し、提出すること。

② 提出書類

ア 企画提案書（6部）

イ 業務体制・業務スケジュール（6部）

ウ 見積書（6部）

エ 誓約書（別紙様式3）（1部）

【「ア 企画提案書」の留意事項】

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。
- ・ 過去2箇年度における類似業務の履行実績を記載すること。

【「ウ 見積書」の留意事項】

- ・ 代表者印を押印した原本1部、残り5部は写しで可。
なお、担当者氏名及び連絡先を記載する場合は、代表者印の省略可。
- ・ 宛名は、「宮崎県人権啓発推進協議会 会長 河野俊嗣」とすること。
- ・ 業務名は、「人権啓発強調月間・人権週間集中啓発事業」とすること。
- ・ 本事業に必要な全ての経費（人件費、報償費（謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料及び一般管理費等）を記載する。
ただし、受託事業者による飲食費、備品購入等の受託事業者もしくは本業務参加者の財産取得となる経費は対象外とする。

③ 提出方法及び提出先

下記12に持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

④ 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時

(5) プレゼンテーション（ヒアリング）

① 日時

令和8年5月27日（水）

② 場所

宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館6階

宮崎県人権啓発センター 研修室

③ 実施方法

プレゼンテーションは、1者当たり説明15分、質疑10分の計25分とする。

各者の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は、事前に通知する。

(6) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 啓発効果

- ・ 事業の目的を十分に理解し、目的が達成される企画となっているか

② 実現可能性

- ・ 業務の履行が確実に見込まれる体制や実績があるか。

③ 計画性

- ・ スケジュールが適切に計画されているか。

④ 経済合理性

- ・ 提案内容に応じた妥当な積算であるか。

(7) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(8) 審査結果の通知

令和8年6月上旬頃に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(9) 参加資格の喪失

当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を失うものとする。

① 当該手続の参加資格要件を満たさなくなったとき

② 企画提案書等を期限までに提出しないとき

③ 企画提案書等の内容が、仕様書又は条件に明らかに適合しないとき

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

⑤ 提案の内容が、契約上限額を超えているとき

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(10) (9)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と協議会は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の参加者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を締結する。

10 契約保証金

- (1) 受託候補者は契約締結までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。
- (2) 受託候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - ① 保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間、協議会又は国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て協議会に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類の提出及び問合せ先

宮崎県人権啓発推進協議会〔事務局：宮崎県人権同和対策課〕

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館6階

電話：(0985) 32-4469

FAX：(0985) 32-4454

電子メール：jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp

(別紙様式1)

宮崎県人権啓発推進協議会 行き
〔事務局：宮崎県人権同和対策課 啓発・研修担当〕
(E-mail：jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp)

令和8年度「人権啓発強調月間・人権週間集中啓発事業」
業務委託企画提案競技参加申込書

次のとおり企画提案競技に参加します。

所在地	〒	
会社名		
代表者名		
プレゼンテーション 出席者氏名	
連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
担当者名		

※ 提出締切 令和8年4月23日(木) 午後5時まで

(別紙様式2)

宮崎県人権啓発推進協議会 行き

〔事務局：宮崎県人権同和対策課 啓発・研修担当〕

(E-mail：jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp)

企画提案競技 質問票

(令和8年度「人権啓発強調月間・人権週間集中啓発事業」業務委託)

会 社 名	
担 当 者 氏 名	
回答先メールアドレス	

番号	事 項	内 容
1	例：仕様書の「4(4)啓発イベント」について	
2		
3		

※ 欄が不足する場合には、適宜追加してください。

※ 提出締切 令和8年5月14日(木) 午後5時まで

(別紙様式3)

令和8年 月 日

宮崎県人権啓発推進協議会
会長 河野俊嗣 殿

住所
フリガナ
氏名 印
(法人にあっては名称及びその代表者職氏名)

誓 約 書

私は、「令和8年度人権啓発強調月間・人権週間集中啓発事業」業務委託に係る企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、チェック☑を入れてください。）

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿の「S-01：広告代理」に登録している者
- 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- 受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- 県税に未納がない者
- 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者